

# 二本松市で

# できること。

二本松市に住む若い人、  
妊婦さん、  
子育てをがんばっている人、  
そして彼らをサポートして  
いる周りの家族の皆さんを  
応援するため、  
平成27年度から始まった  
事業をご紹介します。  
今まであった事業も、より  
内容を充実させました。

市で行っているさまざまな  
制度を活用し、皆さんの  
生活に役立ててください。  
これからもより住みやすく、  
安心して暮らせる  
「二本松づくり」をしていき  
ます。



## 二本松市で 子育て

### 子育て 2

#### 男性特定不妊治療助成

男性不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、41歳未満(妻の年齢)の方を対象に平成27年4月1日から男性不妊治療費の一部を助成する制度を追加しました。

#### 助成内容

助成回数は年2回。通算5年で10回が上限。

#### 助成額

治療に要した費用から福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定による助成金の額を減じた額とし、当該特定不妊治療1回15万円まで。

#### 対象となる治療

保険適用とならない方法以外に、妊娠の見込みが極めて少ないとの医師の診断があること。

#### 助成が受けられることができる方

福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成の決定を受けた方で市が定める要件を満たす方。

### 子育て 3

#### 産後1カ月健診を実施

産婦の健康状態に対する支援や経済的支援を目的とし、市民である産婦の方に、公費負担による産後1カ月健康診査を実施します。

4月1日から産後1カ月健康診査を受診される方から該当になります。

◎問い合わせ…健康増進課保健係

☎(55)5110

### 子育て 1

#### 出産時交通費助成事業

出産のため緊急時に利用したタクシー代を助成します。「二本松市出産時交通費助成利用券(タクシー利用券)」は、母子手帳交付時に一緒にお渡ししています。

**対象者** 市内に住所がある妊婦または産婦

**助成開始時期** 平成27年4月1日の出産から該当

**助成内容** 出産時の入院または退院する際のタクシー代1回分

※入院で出産に至らない場合でも、1回の利用と見なします。

※タクシーの利用範囲は、「福島県内の出産医療機関⇔県内の居住地」です。

#### 利用方法

##### その1)指定タクシーを利用する場合

- ①予約の際、本事業による利用であることを伝える。
- ②母子健康手帳を持参し、必要事項を記入したタクシー利用券を運転手さんに渡す。

**【指定タクシー業者】**昭和タクシー株式会社☎(22)1155  
丸やタクシー本社☎(46)2311

丸やタクシー二本松営業所☎(22)2744

##### その2)指定タクシー以外を利用する場合

- ①運転手の方に、必要事項をタクシー利用券に記入してもらい、料金を立て替え払いの上、領収書もらう。
- ②二本松市出産時交通費助成請求書に領収書とタクシー利用券を添えて、健康増進課に提出する。

#### タクシー券を利用しない方は

2,000円分のガソリン代を助成します

タクシー利用券と引き換えに交付されたガソリン助成券に必要事項を記入し、市内指定給油所に提出すると、ガソリン2,000円分の助成が受けられます。

# 二本松市で暮らす



暮らす

1

## 二本松市内に新築住宅を取得(平成27年4月1日以降に契約)した方へ

二本松市内に定住する意思を持ち新築住宅を取得した方に、定住促進住宅取得奨励金を交付します。

支給対象者

<p>40歳未満の方</p> <p><b>72万円</b>を一括支給</p>	<p>申請時に年齢が40歳未満で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有していること等の要件を満たす方</p> <p>下水道の排水区域において請負(売買)契約日から奨励金の実績報告までの期間に支払った下水道事業受益者負担金がある場合には、その支払額について28万円を上限額として加算します。</p> <p><b>平成25年4月1日以降に新築住宅を取得された方は旧制度を利用できません</b></p> <p>月額2万円を3年間支給します。ただし、本事業は平成28年3月31日で終了となります。詳しくは、企画財政課までお問い合わせください。</p>
<p>新たに転入する方</p> <p><b>50万円</b>を一括支給</p>	<p>新たに二本松市へ転入し、新築住宅を取得される方(年齢制限なし)</p> <p>新築工事の請負(売買)契約日から起算して1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方。</p>

**申請方法** 契約前に申請の可否を企画財政課に確認した後、請負(売買)契約の締結後1カ月以内に必要書類を添付し申請する。

**申請受付期限** 平成28年3月31日

暮らす

3

## 三世帯同居住宅改修補助金

新婚3年以内の夫婦と、親または祖父母が同居するため住宅を改修する場合、助成金を支給します。

**助成対象工事** 一戸建て住宅で20万円以上の工事  
※一部助成外となる工事あり。

**助成額** 工事費の2分の1(上限36万円)

**支給対象者** 同居する新婚夫婦のどちらか一方の年齢が40歳未満(申請時の年齢)等の要件を満たす方。

**申請方法** 契約前に申請の可否を企画財政課に確認した後、必要書類を添付し申請する。

**申請受付期限** 平成28年3月31日

詳しい要件等は、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…企画財政課企画調整係  
☎(55)5090

暮らす

2

## 新婚世帯家賃助成

市内のアパート等に居住されている新婚3年以内の方に、新婚世帯家賃助成金を支給します。(平成25年4月1日～平成28年3月31日までにアパート等の契約をされた方に限る。)

**助成額** 月額1万円(最長36月)※家賃が1万円未満の場合は、家賃の額を上限とする。

**支給対象者** 新婚夫婦のどちらか一方の年齢が40歳未満等の要件を満たす方。

**申請方法** 支給申請書に必要書類を添付し、企画財政課まで提出してください。

**申請受付期限** 平成28年3月31日

